

令和8年1月1日に 火災予防条例が変わります！

「林野火災注意報」等の 発令運用をはじめます。

令和8年1月1日に松本広域連合火災予防条例が改正され、一定の気象状況の場合、新たに「**林野火災注意報**」が発令運用されることになりました。林野火災注意報や火災警報が発令された際には、**火の使用が制限**されます。該当する気象条件は裏面をご確認ください。

種 別	火の使用制限(条例第29条)	罰則
林野火災注意報 (条例第29条の8)	(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。 (2) 煙火を消費しないこと。 (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 (4) 屋外においては、引火性又は暴発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。	努力義務 罰則なし
火災警報 (消防法第22条)	(5) 山林において喫煙をしないこと。 (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。	罰金 30万円 以下又は 拘留

条例の改正に伴い、各種焼却などを行う場合に提出が必要である「火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある行為の届出」は所定の様式で、芳川消防署神林出張所まで**直接提出**をお願いいたします。原則として、電話での受付は行いません。

※火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある行為の届出の様式は、ホームページからダウンロード可能です。
神林出張所での記入も可能です。

お問い合わせ先: 芳川消防署神林出張所 電話 86-0119

・林野火災注意報と火災警報の発令基準

種 別	発令基準
林野火災注意報 (条例第29条の8)	次に掲げるいずれかの気象状況において発令する。(降水が見込まれる場合又は積雪がある場合を除く。) (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。 (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。
火災警報 (消防法第22条)	おおむね次に掲げるいずれかの気象状況において広域連合長が必要と認めた時に発令する。 (1) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が40パーセント以下であって最大風速が7メートルを超える見込みのとき。 (2) 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

・林野火災注意報と火災警報の発令時の対応

火災に関する警報等が発令された時は、消防庁舎敷地内に警報等が発令された旨の「のぼり旗」を掲出します。また、「火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある行為の届出」を提出された方や火を取り扱う行為をされている方に対して、火災予防条例上の指導を行います。あわせて、消防車両等による巡回広報を行います。

松本広域消防局管内でも野焼きやたき火等が原因の火災が多く発生しています。なかには、隣接する建物や駐車していた車両に延焼拡大してしまう火災へ発展する場合があります。強風時には、焼却を行わない、焼却中はその場を離れない、水バケツを用意するなど、しっかりと事前対策を行い、火災件数や火災による被害を減らすため、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。